

論 説

現代における棄民政策と締め出された人びとについて

——日本のドラッグ問題から——

本 田 宏 治

1) はじめに

日本のドラッグ⁽¹⁾問題は深刻な状態にあると常にいつも語られている。

そのため、われわれは社会が慢性的なドラッグ問題に見舞われていると考える傾向にある。しかし、われわれの社会は、そういった深刻さを証明する日常場面に出くわしているだろうか。日本人にとって、道路や庭や学校の校庭、建物の入り口などにドラッグの残りカスや使用器具が放置されたままにされていることはおなじみだろうか。われわれは、公園や路上でうなだれている人びとを、ドラッグ使用者に違いないと勘繰るだろうか。日本においてドラッグ問題が慢性的にあらわれるドラッグ・シーンとはどこであろうか。駅前の中央階段や構内の個室トイレの中であろうか。どこかの歩道橋階段の裏やアーケードの裏路地にこそ、それらしき「汚染された空間 (tained space)」(Fischer 1998: 194) が形成されているのだろうか。もしかしたら、レイヴやパーティなど、非日常的に立ち現れては消える束の間のドラッグ・シーンを、深刻で慢性的で市民を常に悩まし続ける日常的なシーンと取り違えてはいないだろうか。

もちろん、テレビでは芸能人などの著名人のドラッグ絡みのスキャンダルが視聴者を引き付けている。そして、インターネットのニュース欄では、ドラッグ問題は今や社会問題の典型として、日本のどこかで誰かが捕まっているような記事がいつも掲載されている。しかし、こうしたメディ

アが媒介した視聴覚的な経験をもって、この社会がドラッグ問題によって深刻な汚染にさらされていると額面どおりに受け取るべきであろうか。

ドラッグ問題の歴史を振り返れば、「薬物禍」や「薬物汚染」など、これまでドラッグ問題の深刻さを語る言葉や言説が多く生み出されてきた。覚せい剤を中心とする時代区分から、戦後の「薬物禍」とされる第一次流行期からはじまり、暴力団とその関係者を中心に覚せい剤が流行したとされる第二次流行期、そして今日では、学生や社会人、主婦などの一般市民層にドラッグ使用がおよぶ第三次流行期と言われている。その第三次期にあたる現在、大学ではドラッグが売りさばかれ、職場や家でも誰かがドラッグをしていることが不思議ではないと大々的に報道されている。そうした報道をスキャンダルやドラマ、あるいはエンタメ情報として視聴するわれわれ消費者がいる。

その他にも、「薬物汚染」の広がりを引き出すことのできる根拠として、刑事施設の危機が論じられている。その危機として、厳罰主義やネットワイドニング、そして大量拘禁の問題、いわゆる刑事施設の「過剰収容」問題などがある。そして、この問題の一翼を担うものとして刑務所人口における薬物事犯者の割合の高さが挙げられている。その原因として、これまで覚せい剤事犯者への処遇をめぐる起訴率の上昇とそれに伴う新確定受刑者の増加、刑期の長期化が指摘されてきた（浜井 2002; 河合 2004: 93）。

こうした情報を額面どおりに受け取り、現下の社会情勢が「薬物汚染」に見舞われているとするならば、今や学校も会社も家族、そして刑事施設もまた危機に瀕しているといえそうである⁽²⁾。

しかしながら、である。以上の危機的な言説をもって、本稿では、日本のドラッグが深刻な状況にあると素直に応じるつもりはない。

確かに、社会が自律困難な受刑者を再犯へと追い込み、刑務所へ送致することに駆り立てられているとするならば、刑事施設を中心にドラッグ問題が深刻であるとする見方は正しい。しかしながら、その見方にしたがっ

て、刑事施設をドラッグ使用者の受け皿であると過信することはできない。素朴に考えればわかるように、ドラッグ使用者を社会から締め出し、ことごとく拘禁刑を課そうとすることなど到底不可能だからである。仮にドラッグ使用者が厳格に取り締まられれば、刑事施設はいくらあっても足りない状況に陥る。今日の「過剰収容」問題を厳罰主義に基づくゼロ・トレランス（＝寛容度ゼロ）政策の結果であるとする見方は多い。しかし、そうした見方には刑事施設の収容能力がそもそも低いという点が欠落している。拘禁率⁽³⁾から見るならば、日本は国際的に最小の部類に入る⁽⁴⁾。実際に、刑事施設の運営は、手狭な収容環境と少ない職員数でまかなわれているのが現状である⁽⁵⁾。したがって、日本が厳罰主義に傾くとなれば、刑事施設はすぐさま「過剰収容」に陥る収容環境にさらされている。そのため、かねてから「薬物汚染」が慢性的で深刻な状態にあり、社会が厳格に取り締まる政策で臨んできたのであれば、相当以前から今日以上の「過剰収容」に見舞われてきたはずである。そして確かに現在では「過剰収容」問題が論じられ、収容人口のおよそ2割をドラッグ使用者が構成していると言われている。しかし、ゼロ・トレランス（＝寛容度ゼロ）政策の結果として、その数は多いのだろうか。それとも、少ないのだろうか。

そうした点を踏まえ、次のような問いを提起することにしたい。それは、この社会はドラッグ使用者に対して厳格な法的介入を広くおこなってきたのであろうか、ということである。そして、この社会のドラッグ問題は深刻な状態にあるのであろうか、ということでもある。さらにドラッグ問題が深刻であるとするならば、その深刻な状況はどこで生じているのであろうか、ということである。本稿では、これらの問いについて詳細に検討し、考察してゆくつもりである。

結論を先取るならば、日本のドラッグ問題は深刻である。しかし、その深刻な状況は法的秩序が関知しない地帯で生じている。したがって、ドラッグ問題が深刻な状況にあって、法的秩序はその地帯に行き渡っている

とはいえない状態にある。それは、法による介入がドラッグ使用者すべてを例外なく取り締まる体制にはないことを意味している。つまり、法は厳罰主義という世論の認識に反して、節約的な運用に留められていると見る。そのことは、——一般に抱かれるゼロ・トレランス（＝寛容度ゼロ）というイメージとは異なり——ドラッグ使用者の多くが、刑事施設に収容されないままに、社会で生きられ続けているということを暗に示すものである。

そのことを考察するためには、刑事施設の収容動向にとらわれ過ぎてはならない。さらに日本においては、公共領域を侵食し、市民を常にいつも脅威にさらしているドラッグ・シーンなど存在しない。すなわち、市民に見えるかたちで、ドラッグ使用者が目の前にあらわれることなど滅多にない。またドラッグ使用者とドラッグ使用者ではない人びとを見分けるシステムが確立されているわけでもない。ドラッグ・シーンとして常にいつも使用者に占拠された空間が各地のインナーシティを侵食しているわけでもない。このように日本においてドラッグ問題は見えにくい問題であるにもかかわらず、われわれはこの問題が常にどこでも生じているかのように語っているのである。

そうしたなかで踏まえるべき点は、ドラッグ問題は極めて見えにくい問題であるということである。それは、多くのドラッグ使用者が社会内に生き続けながら、存在が見えないままに捨象されていることを意味する。見えないことは実在しないこととして機能する。そして社会に存在しながらも、実在しないものとして彼らが遺棄されたままであることが深刻なのである。そして、遺棄された人びとを見ないままに、マスメディアなどの一部の情報が根拠となって、「薬物汚染」という深刻さが目に見えるかのように語られる状況が深刻といえるのである。その只中で、ドラッグ使用者を不可視化する固有の現象が生じている。

そうした現象は、法的合理性が保障される公共領域の外部を生成する。

そして、公共領域からの撤退を余儀なくされ、この外部において生きられている当事者たちがいる。その意味で日本のドラッグ問題は深刻な状態にある。しかし、その深刻さは、刑事施設や医療機関といった公共の圏域の内部よりも、外部において生じているのである。もちろん、刑事施設内の動向は重要であるが、これを絶対的な指標として「薬物汚染」を語るとは社会分析の初期設定に狂いを生み出す。それよりも、法や医学の規格に当てはまらない——その意味での非-合理的な——人びとを切り捨ててゆく支配的なものの見方や方法論を批判し、可能な限り、切り捨てられた人びとの〈生〉の行方を辿ってゆくことが必要であると考え。本稿の目的は、以上の課題を実践することである。

2) 不可視化された〈生〉の地帯について

日本におけるドラッグ問題について、あらためて振り返ることにしたい。

先にも触れたように、日本のドラッグ問題は、覚せい剤事犯者の刑期の長期化、再犯・再入所率の高さが語られ、その膨大な数が刑事施設の収容定員を圧迫していると言われている。このように日本のドラッグ問題は、いわゆる「過剰収容」問題を生み出す主要因と位置づけられてきた。

そして人びとはドラッグ問題が深刻な状態にあると聞かされ、それを理解し、「薬物汚染」に対処するためには、ドラッグを使う人びとに厳格な処罰が必要であると考え。それとは別に、結果として刑事施設が「過剰収容」となれば、刑事施設の増設や収容定員の増員が求められる。あるいは、そうしたハード面の増強を非合理と否定し、収監ではなく、社会の内部で収監を代替する社会内服役刑が対案として示される動向もある（染田2006）。しかし、こうした言説のなかで暗黙の前提となる刑事施設は決して社会問題が集約された場所ではない。

しかし、それにもかかわらず、一般的には、刑事施設は社会から排除された「犯罪者」で殺到していると見られている。それゆえ日本を刑務所への拘禁に駆り立てられた社会とする見方が根強いようである。それに連なる思考として、ドラッグ使用者は、逮捕・拘禁を宿命づけられ、早晚、刑事手続きのもとで裁かれるとする見方が広く行き渡っているのかもしれない。

こうしてドラッグ使用者をめぐって伝統的に繰り返し論じられてきたのは、彼らを法的／医学的な収監の対象として規格化することであったと考える。すなわち、ドラッグ使用者は「薬物乱用者」として処罰されるべきだろうか、あるいは「薬物依存者」として治療とケアをあてがわれるべきだろうか、といった議論である。しかし、厳格に取り締まれば、ただちに収容定員を超過する刑事施設と欠乏状態の医療機関という只中で、社会がドラッグ使用者を「犯罪者」や「病者」という言語に縛りつけるという現象は奇妙なこととして感じられる。こうした言語的な意味と刑事施設や医療機関の実情の配置は全くといってよいほど一致していない。刑事施設の数少なく、医療機関は普及以前の段階にある。そして、こうした窮乏する監禁環境がドラッグ使用者の主たる居場所であると想定することには無理がある。社会は、ドラッグ使用者をこのような規格で構築し続けることで、何を企てているのだろうか。

したがって、次のように問われなければならない。刑事施設や医療機関が欠落する現状で、ドラッグ使用者たちは一体どこにいるのであろうか、と。現実的な視野に立つならば、こうした収監の規格に当てはまらないドラッグ使用者が実在することこそ問われるべきではないだろうか。そして、彼らを公共の視角から締め出す作用について問われるべきではないだろうか。

すなわち、日本において、第1次予防という国家が策定するプロスペクティブな防疫線を越境し、ドラッグ使用者と「なる」人びとは、使用にま

つわる責任を広範にわたって引き受けなければならない立場にある。というのは、日本では、ドラッグ使用によって損なわれた心身の治療や矯正をおこなう機関や制度が著しく節約されているためである。

加えて、この社会は、ドラッグ使用者に対して、安定的なドラッグ使用者としてありつづけるための技術や知識、サービスの供与を保証しない。こうした社会の対応は、佐藤が詳細に論じているように、ドラッグ使用者に対して、豊富な経験を有するヴェテランからの技術と知識の供与や、あるいはみずから知識と技術を経験的に身につけ、発展させてゆく必要性を生じさせる（佐藤 2008: 88）⁶⁾。このように、社会のなかでドラッグ使用者を秩序づけるシステムが制度化されない以上、ドラッグ使用に伴う「危険」な結果を先取り、使用者を従順にコントロールすることは、本人が自主的かつ能動的に引き受けるべき領分ということになる。

あるいは、ドラッグ使用に伴う結果をかえりみず、「薬物中毒」や「薬物依存」という状態に陥る本人に代わり、「家族」が——たとえば「親」がわが子の——役割を引き受け、プロスペクティブな「リスク」管理に駆りたてられることもある。そうした「家族」は、ドラッグ使用という「リスク」においても、「リスク」の結果としての「薬物中毒」や「薬物依存」においても、社会を代替して責任を引き受ける主体として配置されている（本田 2008）。

そのなかで社会に可視化されるドラッグ使用者とは、ドラッグ使用という「リスク」をコントロールすることができず、「リスク」の結果を引き受ける「家族」もなく、それでもドラッグを使い続けるなかで、——やむなく——可視化にいたる人びとと捉えられるのである（たとえば、本田 2007: 84）。

この点を踏まえるならば、この社会のドラッグ政策とは、刑罰によってドラッグ使用者を厳正に管理／統制し、所定の「回復」像に向けて、彼らを矯正することが一義的ではないことがわかる。むしろ、このドラッグ政

策における一義的な機能とは、個人に対する国家の介入を節約し、問題がおよぶ範囲を本人やその「家族」の関係性にみずから選択させてゆく間接的な統治にあると考える。それゆえ重要であるのは、社会制度としての予防線ではなく、こうした予防線の背面にて当事者たち——のみ——に作用する予防テクノロジーである。本稿では、ドラッグ使用者を不可視化し、それ自体が潜在的な防疫線であるこのテクノロジーを〈閾下 (sub-threshold)〉のテクノロジーと呼ぶことにする。

3) 〈閾下〉のテクノロジーについて

それでは、この〈閾下〉のテクノロジーは、従来の制度化された予防テクノロジーとの連関のなかで、どのような地点に配置されているのだろうか。

その場合、現行政策における制度化された防疫線として、ドラッグの未使用者＝市民を対象として「薬物乱用の最初の1回目を予防する」第1次予防と、ドラッグ使用者を対象として「薬物乱用と関わりを持つ者を早期発見・早期介入する」第2次予防、加えて、アディクトを対象として「薬物依存症者の再乱用・再発を予防」する第3次予防があげられる（嶋根 2008: 41-42）。それらの防疫線に対して、〈閾下〉のテクノロジーとは、市民とドラッグ使用者とをリジットに分節し、市民の視角にドラッグ使用者があらわれる事態を妨げるそれ自体、潜在的な防疫線である。そのため、この〈閾下〉のテクノロジーの戦略的位置は、第1次予防を境界としたそれ以降に敷設されていると考える。すなわち、この予防テクノロジーは、第1次予防を越境し、ドラッグ使用者と「なる」人びとが「薬物乱用者」として可視化されること（＝第2次予防）や、アディクトとして可視化されること（＝第3次予防）を、阻む防疫線として展開していると捉える。またその意味で、この〈閾下〉とは、刑事施設や医療施設の現状を維持するため（龍法 '10）42 - 3, 716 (1303)

のテクノロジーであるともいえる。

さらに、このテクノロジーが作動する権力の所在は、公的なコミュニケーション場面に埋めこまれている。具体的に、「薬物中毒者」、「薬物乱用者」、「薬物依存者」といった公的言語は、ドラッグ使用者に、中傷／侮蔑といった不快な感覚を喚起させる言葉である。そして、それゆえ「薬物中毒者」、「薬物乱用者」、「薬物依存者」といった公的言語は、市民とドラッグ使用者とのあいだに——当事者のみに知覚される——非対称性を規定する場合がある（本田 2008: 47）。したがって、ドラッグ使用者がそのような言葉で自己を語ることは、みずからを中傷／侮蔑的な存在として語ることに陥りやすい。したがって、そのような状況のもとで、ドラッグ使用者は自己を語ることが困難な状況に立たされやすい。このように、ドラッグ使用者とは、公的言語を通して市民から一方的に「名指し」される存在であり、そのことに自覚的であれば、彼らは「薬物中毒」や「薬物依存」という言語が指す状態を避けるリスク・マネジメントに突き動かされることになる。その点で、「薬物依存」といった言語が、当事者たちに中傷／侮蔑的な感覚をあたえ、その定義に対して彼らに拒絶的な態度をとらせる現象も（闕下）の一部といえる。そして、こうした言語の行為遂行性がドラッグ使用者にリスク・マネジメントを促し、彼らをさらに社会に表出されにくい存在へと沈黙させる作用としてはたらく。

このように、ドラッグ使用という「リスク」のコントロールは、個人の責任領域に委ねられたものであるから、コントロールの実践が破綻するとしても、社会からの個人への保障の給付を期待することはできない。ドラッグ使用者が、そのような社会の機制を先取っているとすれば、自己をドラッグ使用者やアディクトであると認めることは必ずしも彼らの利得とはならない。そうであるならば、彼らが「薬物中毒」、「薬物依存」であることを認めないのは、「否認の病」という個人レベルの病理とは異なる原理によるものであると考えられる。「否認の病」と診断されるその現象は、

ミクロな次元においては、ドラッグ使用者の「名指し」をめぐり、公的言語がおよぼす〈闕下〉の作用に要因がある。そして、マクロな次元においては、国家が義務として負担すべき社会資源の節約を企て、ドラッグ使用者や彼らの「家族」に負担を求める社会としての構造に要因があると考えられるのである。

このような〈闕下〉のテクノロジーを念頭におくならば、自助グループなどで可視化される人びとは、——この〈闕下〉を潜ってアディクトとして可視化される——一部のドラッグ使用者ということになる。そのことは、公になったドラッグ使用者は——表向きとして——「薬物乱用者」、あるいは「薬物依存者」という役回りを身につけておく必要があることを意味する。このように、〈闕下〉のテクノロジーは、一部のドラッグ使用の言説のみを公的な言説として承認する検閲システムとしてもはたらく。つまり、公共の発話状況にあらわれるドラッグ使用の言説とは、この〈闕下〉による検閲を経て、みずから「薬物乱用者」や「薬物依存者」として受け入れることになった一部の人びとの語りといえる。

それに対して、筆者が重視するのは、ドラッグをめぐり公的な言説に組み込まれず、「取るに足らないもの」として締め出される人びとについての洞察である。そこで次節では、古典的な概念である「被害者なき犯罪」を手がかりとして、問題の洞察をさらに深く掘り下げてゆくことにしたい。

4) 「被害者なき犯罪」における犠牲者化困難な存在

エドウィン・シャーの著書である『被害者なき犯罪』には、ドラッグ使用者について次のように書かれている。

「常用者が、不法に麻薬を供給してくれるものに対して不平をもつ

ているとは思われない。したがって、そのような売買を禁じている法律は、非常に執行し難いものとなっている。」(Schur 1965=1981: 218)

このように語られる「被害者なき犯罪」とは、どのようなものであろうか。

シャーの定義よれば、「被害者なき犯罪」とは、取引が公式に禁じられている商品やサービスを私的に獲得する行為である。加えて、その犯罪行為は情緒を刺激する道徳的な逸脱行為である一方で、行為による明らかな「被害者」は生じないというものである。より「被害者」に近い立場としては、行為者本人がこれにあたる。その理由は、「禁止された取り引きに見受けられる「害悪」は、(一般的なモラルに与える害悪は別として)主として取り引きにかかわり合っている本人自身に及ぼされる、害悪である」(ibid.: 223 ※強調点は著者)からである。そしてシャーがあげる売春、堕胎、ドラッグ使用などは、「被害者」としての不平が申し立てられにくく、かつ私的で自発的な行為であるため、摘発が容易でない犯罪にあたるとする(ibid.: 224)。

ただし、ドラッグ使用が「被害者なき犯罪」と見なされる場合、そこに含まれる意味は上の定義に限られないと思われる。上述の定義によれば、ドラッグ使用という犯罪行為は、みずからの身体に有害なドラッグを投げ打つ行為であり、加害をおよぼす人間が、同時にその加害を被る側の人間であるとしている。

その一方で、少なくとも日本でドラッグ使用が「被害者なき犯罪」とされる場合には、次のような意味が隠されていることに注意するべきである。それは、ドラッグを使うことによって被害を受け、その被害に対する補償の権利が認められる人間は存在しないということである。これには、第1の定義もとも関連している。つまり、ドラッグ使用者はみずからの行為によって被害を経験する存在であるために、完全な加害者でもなく、完

全な「被害者」でもない。すなわち、確かに彼の身体は痛みや苦しみを経験し、生きづらは確かなものであるかもしれないが、彼に被害を加える主体は彼自身に他ならない。その場合、彼を「被害者」や「犠牲者」として全面的に認めるべきかについては、社会が責任をもって認める必要はない、という見方である。

その一方で、ここでの「被害者なき犯罪」には、ドラッグを使う人間とは別に、ドラッグ使用に巻き込まれる側の人間でありながらも、「被害者」として社会から補償を認められる人間は存在しないという意味が隠されている。つまり、ドラッグ使用には、ドラッグを使う人間によって、苦しみを経験させられる他者が存在する。しかし社会は、このような他者を、「被害者」や「犠牲者」として承認することはないという意味である。より率直に言えば、社会は「被害者」や「犠牲者」という存在を抹消しようとする。その意味でも、日本においてドラッグ使用は「被害者なき犯罪」といえるのである。

このように、ドラッグ使用によって苦しみや生きづらさを経験しながらも、「被害者」や「犠牲者」となりえない他者がいる。こうした他者とはどのような存在であるか考えてみる必要がある。既に述べたように、他者とはドラッグ使用者とは別に存在する。彼らとは、自らはドラッグを使用せず、使用者に巻き込まれるかたちで、苦しみや生きづらさを被る人間のことである。そうした他者としての立場におかれているのが、ドラッグ使用者の「家族」である。より具体的に絞り込めば、ドラッグ使用者をわが子としてもつ「親」がその他者に行き着く場合が多い。

しかし、現状においてドラッグ使用者の「親」がドラッグ問題の「被害者」とであると積極的に語られることはない。それは、ドラッグ使用者の「家族」を「被害者」や「犠牲者」として認めないという構造的制約を反映しているためと考えられる。それゆえ社会は、「親」自身から「被害者」や「犠牲者」として主張させる機会と権限を収奪し、あるいは彼らに「加

害者」というラベルを執行しようとする傾向もある⁽⁷⁾。

こうして、みずからを犠牲者化困難な立場であると自覚し、沈黙する立場に甘んじる「親」が続出することで、社会統治は十分な成果をあげている。なぜなら、「親」たちはその時点で既に締め出しを受けているからである。そして、このような戦略によって、「被害者なき犯罪」としてのドラッグ使用が合理的に語られている。そのため、「親」は、ドラッグを使い続けるわが子を囲い込み続けながらも、「被害者」でも「犠牲者」でもない、さらには自己を定義する言葉もはく奪され、「取るに足らない」存在として、市民権や法の保護といった権能からも宙吊りにされた状況下に締め出されることになる。しかし、この社会は、「親」を名もなき「取るに足らないもの」として公共社会から締め出しながらも、決して「親」を完全に放逐するというかたちをとることはしない。繰り返すように、社会にとって、「親」をはじめとする「家族」は、「被害者」でも「犠牲者」としても認められない存在といえる。しかし、それは彼らが社会にとって有害だからではない。それどころか、社会にとって、「親」をはじめとする「家族」は、社会の存立に欠かすことのできない重要かつ有用な存在である。なぜならば、「親」ほど社会にとって手に余るドラッグ使用者を抱え込んでくれる存在はいないからである⁽⁸⁾。したがって、逆説的であるが、ドラッグ使用が「被害者なき犯罪」として公的に語られるためには、犠牲者化困難なかたちで締め出された人びとが、社会に必ず存在しなければならない。ジョルジョ・アガンベンが斥力と引力の関係で説明しているように、締め出しとは、単純な「排除」ではなく、対象を疎外しつつも、一方において包含を企てている現象である。

「締め出しとは本質的に、これこれのものをそれ自体へと置きな
おす権力である。それはつまり、無関係なものとして前提とされて
いるものと自らとのあいだに関係を保つ権力である。締め出された

ものは、自らの分離そのものへと置きなおされ、それとともに、自分を遺棄した者の意に委ねられる。すなわち、締め出されたものは、排除されるとともに包含され、解き放たれるとともに捉えられる。」

(Agamben 1995=2003: 156)

こうした犠牲者化困難な存在についてさらに論を掘り下げるために、ここで再び、「被害者なき犯罪」という概念に立ち返り、その第3の意味を引き出すことにしたい。これまでの意味においては、ドラッグ使用に「被害者」——に値する——という具体的な人間は存在しないというものであった。しかし、この意味が転じて、「被害者」としての人間は存在しないが、「被害者」としての国家や社会という抽象的主体は存在するという論法が暗にはたらいっている。実際に、日本では、この第3の論法からなる言説が既に築き上げられている。この言説は、もちろん、人間をドラッグ使用の「被害者」として認めていない。ただし、この言説が語られ、引用され、反復されるなかでは、ドラッグが使われることで被害を受ける主体は、人間とは別に存在することが提起されているのである。そうして「被害者」として「名指し」されるのが、国家が運営する矯正機関としての刑事施設である。刑事施設は、ドラッグ使用の深刻な被害を受ける抽象的主体として語られる。その文脈で、刑事施設は犯罪の「被害者」として危機に瀕していると——特に今日では過剰に——語られるのである。

ドラッグ使用によって「被害者」となる人間は存在しない。しかし、ドラッグ使用によって「被害者」となる国家や社会は存在する。現実問題として、刑事施設は、大量のドラッグ使用者を収容することに追われている。それは膨大なコストの支出を計上し、国家とそれを支える社会に対して膨大な無駄と負担を課す事態に陥っている、とされる。

もっとも、国家や社会が字義通りの「被害者」であるか吟味する必要がある。刑事施設は「過剰収容」であるかもしれないが、その原因がドラッ

グ使用者であると判断する客観的な指標があるのだろうか。ドラッグ使用者が収容人員の何割まで減少すれば、彼らは国家に対する加害者としての地位を解消することができるだろうか。1割ほどであろうか？それとも究極的に、刑事施設からドラッグ使用者を絶滅させなければ、国家や社会が抱く被害感情は癒されないというのだろうか。

このように国家や社会がドラッグ使用の「犠牲者」、「被害者」となり、刑事施設などの危機を物語るためには、「被害者」に値する具体的な人間は存在してはならないようである。すなわち、ドラッグ使用者の「親」が犠牲者化困難であるのは、子どもに対して本質的な原因があるからではない。社会構造論の観点から述べると、国家や社会がすでにドラッグ使用者の「被害者」であり、「犠牲者」という地位を独占しているために、「親」にその地位があたえられる余地などないということなのである。さらに、そこには国家や社会が「被害者」であり、「犠牲者」であるのだから、贖罪や補償に従事する主体を別に探さなくてはならない。その主体としての役回りを強いられる人びとが、「親」であり、「家族」なのである。このように、「親」は「被害者」から補償を受け取る立場ではなく、国家や社会に対して補償をおこなってゆく役回りを負わされている。そのために国家や社会は、ドラッグを使い続けるわが子の管理／統制を「親」に委ねながらも、彼らが「被害者」や「犠牲者」として申し立てる機会や可能性をあらかじめ取り除いておく必要がある。その意味で、ドラッグ使用は「被害者なき犯罪」といえるのである。そしてそのための予防戦略が〈闕下〉である。ドラッグ使用者をわが子としてもつ人びとの〈生〉の文脈を不可視化するこの戦略が厳格に組み込まれているのである。

わが子をドラッグ使用者としてもつ人びとは存在するが、彼らが公共領域に現れることは社会にとって好ましくない。社会にとって彼らは必要であるが、「被害者」や「犠牲者」として権利を語らせることは都合が悪い。そのため、彼らを語らせず、権利が停止された非-人間の状態で、生きる

ままにしておくことが戦略として遂行される。そして、このように国家や社会が「被害者」としてあり続けるなかで、そのために剥き出しの〈生〉として遺棄される人びとの地帯もまた周到に用意されているのである。この地帯に遺棄される人びとは、〈生〉をめぐる公的な人倫の政治地帯に積極的に取り込まれてゆくわけではなく、さりとて〈死〉の状態に投げ出されるわけでもない。いわば實在未満の生きるままに剥き出された状態で権力に絡め取られるのである。本稿では、こうした彼らが遺棄される〈生〉の地帯に立ち入ってゆかなければならないと考える。そこで次節では、この不分明かつ特異な地帯について論じることにする。

5) 「取るに足らないもの」たちのゼロ地帯

国家や社会が「被害者」としての抽象の度合いを高める社会において、具体的な個人として「被害者」や「犠牲者」として申し立てる機会をなく奪われる人びとがいる。それでは、そうした「被害者なき犯罪」のもとで、「被害者」や「犠牲者」であることから締め出された人びとが行き着く地帯とはどういったところであろうか。

アガンベンは、法や宗教といった秩序からの締め出しという暴力にさらされる人びとのことをホモ・サケルと呼ぶ。アガンベンの定義によれば、ホモ・サケルとは、人間としての〈生〉の権利をなく奪われた、生きるままの剥き出しの〈生〉として存在する者たちのことである。いわば、彼らは、人間以下の存在である。そのため、彼らの殺害は、人間の〈生〉を殺めるという罪を問われず、彼の〈死〉は人間の〈死〉という痛ましさに劣るものとされる。このように、ホモ・サケルの〈生〉は人間以下とされるために、その〈死〉をもって、人間の犠牲という地位を代償することができない。したがって、アガンベンは、ホモ・サケルを殺害可能かつ犠牲者化困難な存在であるとされるとする。そして彼は、このように人間の〈生〉

と〈死〉から区分されたホモ・サケルの生存圏域を「例外状態」と定義する (ibid.)。

「例外状態」。ホモ・サケルが生きられる圏域とは、法からの宙吊りにさらされ、〈生〉が剥き出しとなった人びとがつなぎ止められる地帯のことである。それは、あたかもトマス・ホプスの「自然状態」を彷彿とさせる状態である。ただし、「自然状態」が主権的な国家形成のそれに先立つ原初的な闘争状態を示す概念であることに対して、「例外状態」とは、主権が築く法権利から締め出されながら、法の圏域を外縁から規定する社会内の限界圏域に位置する。しかし、そのことは、「例外状態」が社会の外部にあり、ホモ・サケルの剥き出しの〈生〉が、社会から追放されているという意味ではない。ホモ・サケルの〈生〉は、〈死〉という彼岸の境界に突き出される手前にある。その一方で、ホモ・サケルの〈生〉は、公共の生-政治から最も離れた地点で包含されてもいるのである。「例外状態」について、「聖なる生の締め出される空間は、いかなる内部性よりも内密であり、いかなる外部性よりも外的である」 (ibid.: 157) というアガンベンの論理は明らかに錯乱的である。しかし、こうした錯乱する論理は、この限界圏域の特徴と特殊な位相についていみじくも言いあらわしている。すなわち、「例外状態」という限界圏域に遺棄されるホモ・サケルの〈生〉は、公共の生-生政治からの斥力にさらされつつも、一方で〈死〉に抗する〈生〉の引力に絡め取られるなかで営まれるのである。その意味で、「例外状態」は、社会の外部的ではなく、締め出された社会内部の外縁地点に存在している。

このように法治状態の圏域を外縁から規定する例外的な圏域がある。言い換えれば、社会の公的な空間は、剥き出しの〈生〉として諸権利が宙吊りとなる人びとを例外的な外縁地点につなぎ止めることで成り立っている。そして日本のドラッグ問題がこうした構造をもつものと考えられる。したがって、日本のドラッグ問題を解明するにあたって、「例外状態」と

いう概念が重要な視点を教示してくれる。社会問題としての日本のドラッグ問題の語りは、この「例外状態」に滞留する知識や言説、および経験などを捨象することで成り立っているためである。ドラッグ問題の支配的な言説は、〈闕下〉のもとでドラッグを使い続けている多くの人びとを遺棄するかたちで成り立っている。世論になじみ深い言説は、こうした法が行き届かない地点のドラッグ問題を射程におくことができない。「公式のフィクションと一致しない、もしくは一致しそうな事実——穀物生産高や犯罪や、後の謀略上のフィクションとは違って実際にあった『反革命的』活動の真の影響範囲などについてのデータ——はすべて事実ではないものとして扱われたのである」(Arendt 1951=1981: x v) とアレントは、全体主義社会のデマゴーグを批判したのであった。しかし、アレントが批判するデマゴーグの射程は、ナチスドイツやスターリン主義のソビエト連邦といった前世紀の全体主義体制に限られない。そして全体主義的な体制とは無縁と思える日本においても全体主義としての風土が芽吹いている可能性がある。そのことを裏づけるように、日本では、刑事施設や医療機関に収監されないままに、ドラッグを使い続ける非事実とされた人びとが存在する。しかし、彼らは世論一般の語りのなかには現れず、そうした言説の彼岸におかれるままである。そして、彼らは「ゼロ・カウント (=『数え上げ不能』)」であるため、実証不可能な存在である。しかし、この地帯について公的な討議が日本でおこなわれることはこれまでなかった。そして、「実証的根拠に基づく政策論 (evidence-based policy)」が隆盛する今日において、彼らはますます承認されることが困難な状態におかれているのである。このように、ドラッグ問題の支配的な言説は、こうした人びとを實在未満として捨象し、法治下の社会状態のみを現実とする合理性のもとで成り立っている。したがって、公共の言説で焦点となるドラッグ使用者の所在とは、そうした共同体の「治安の砦」である刑事施設に収監されている実証可能な人びとのことであるらしい。また今日では、こうし

た実証可能なドラッグ使用者の範疇として、一部の当事者団体が「範例」として取り込まれる傾向が目立つ⁽⁹⁾。しかし、このような方法によって解釈された事実は、非・事実として遺棄され続ける膨大な人びとの犠牲によって下支えされていることを見過ごしてはならない。そして、そのことを捨象するかたちで、われわれの合理的認識は成り立っていることを省みる必要がある。

つまり、日本のドラッグ政策は「ゼロ・トレランス（＝寛容度ゼロ）」政策どころか、「ゼロ・カウント（＝数え上げ不能）」で実証不可能な人びとを世論のあずかり知らない場所に遺棄する棄民政策である。これを「ゼロ」という観点から見れば、日本のドラッグ政策とは、ドラッグ使用者の根絶という意味でのゼロではなく、彼らを実証不可能な存在として数に含めないという意味でのゼロなのである。このようにドラッグ問題の深刻な現状は、われわれの常識的理解と現行の社会政策の営みによって生成されている。

こうしたことから、ドラッグ使用者の言説は、法が射程におく一部の「範例」で成り立っていると考える。すなわち、法の網にかかった一部のドラッグ使用者を実在する以上の象徴的実在として構築している。一方で、そうした言説は、「範例」から逸脱し、實在未満の存在として剥き出された〈生〉を営むおびたしい棄民の生成によって成り立っているのである。そして、こうした棄民たちがかろうじて生存する「例外状態」におかれた場所こそ、〈生〉のゼロ地帯と名づけることがふさわしい。

他方で、刑事施設に偏る社会の関心は、ゼロ地帯の棄民たちを覆い隠す虚焦点として機能する。その意味で、世論の支配的な言説に登場するドラッグ使用者とは、実在する以上の象徴的存在として担ぎ出された人びとのことである。彼らは、おびたしいドラッグ使用者が實在未満の存在としてゼロ地帯に遺棄されるなかで、法や医学の規格のもとにあることを演出する「範例」として絡め取られた一部のドラッグ使用者のことである。

そのため、「範例」としての彼らは、社会によって象徴的に取り扱われる。あるいは、社会が包摂すべき「かけがえのない」ものとして扱われることもある。しかし、筆者は、こうした「範例」とされる人びとのみを強調するわけにはいかないと考える。「範例」を構成するドラッグ使用者は、まぎれもなく全体の一部にはかならないが、全体に還元される普遍的な特性をもつ人びとではないからである。彼らはあくまで「範例」として象徴的に語られる点において、社会的に利用可能な——全体の一部の——存在だといえるのである。

このように、公共の言語圏は、ゼロ地帯という外縁部との共生によって、法の射程範囲を最小限の度合いに節約することが可能な条件を獲得している。そして法権利の圏域は、ゼロ地帯との共生に依存しながらも、その共生関係を隠蔽しようとする。より率直に述べるならば、公共の法治状態は、統治の射程を限定的な範囲に留めながら、あたかも法による統治が全域性をもつものであると申し立てているのである。その一方で、法は、統治に要する負担の多くをゼロ地帯の棄民たちに請け負わせ、法執行に伴うコストの節約を図っているのである。しかし、そのことは内密であるために、こうした棄民たちの搾取されゆく様が探求されることなどあり得そうにもないのである。

6) おわりに——「家族」という犠牲者化困難な存在について

以上の考察から、本稿において重点をおくべきは、ドラッグ使用の「被害者」であることから抹消されているホモ・サケルの存在についてである。そこで、再びドラッグ使用者の「家族」に立ち戻らなければならない。

ドラッグ使用者の「家族」は、「被害者」や「犠牲者」として生きられながら、法権利から締め出された状態におかれているものといえる。「犠

犠牲者」とは、苦痛や危険を代償する者のことであるが、「家族」は、咎められ、締め出されることはあっても、「犠牲者」として社会から承認されることはない。あるいは、「犯罪なき犯罪者」(Arendt 1951=1981: x v i)という言葉がここでは妥当性をもつかもしいない。彼らは法による正義と公正の圏域を成り立たせる存在条件でありながら、彼らによって支えられている人びとから価値を認められることがない。そのため、締め出しを受ける彼らの〈生〉は、生きつづけるための最小限度の配慮を分配されるものでしかない。そして「家族」は、こうした社会構造を構成する不可欠な要素であるからこそ、實在未満の存在として遺棄され続けると考えられるのである。このようにして彼らは、人間としての権利が停止状態となるゼロ地帯におかれている。

さらに現在では、刑事施設の危機が語られ、施設に収容していた薬物事犯者を外部に戻そうとする試みが目立つようになっている。しかし、そうした試みには、「家族」という存在を欠かすことができない。その「家族」という存在には、「完全な受動性」(ibid.: x v i)を余儀なくされ、「例外状態」に締め出されるという役割が伴う。しかし、「例外状態」にドラッグ使用者を締め出してゆくだけでは、剥き出しの只中にある「家族」の〈生〉がたちまち〈死〉へさらされることになる。そのため、社会は「家族」を〈死〉に向かわせることなく、〈生〉に留めようとする。その点からすれば、「家族」はあたかも近代的な生-政治の射程に置かれているかのようである。しかし「家族」は、社会に全面的に受け入れられる対象でなければ、生-政治の中心において全力で生かされる対象でもない。「家族」は、ドラッグ使用の「犠牲者」でもなく、わが子を囲い込むために潜在的な不分明地帯に遺棄されるかたちで生かされるのである。その役割において「家族」は、生-政治に包含されている。

それゆえ、1990年代後半の刑事施設の危機が語られはじめる時期に、ドラッグ政策のなかで「家族支援」がはじめて盛り込まれたことは偶然では

ない。そして、この危機の時代に、「家族」の〈生〉を増進する動きがあらわれることは特に驚くべきことではない⁽¹⁰⁾。

刑事施設が限界に行き着くとすれば、その手に余る負担を引き継ぐのは、ますます「家族」ということになるからである。したがって、社会は「家族」が〈死〉に突き出されることを防ぐ手立てを講じる必要に迫られる。ただし、〈生〉と〈死〉の不分明地帯におかれた「家族」にとって、その生-政治から分配される配慮や権限は、彼らの実質的な生存を支えるにはあまりに慎ましいものに限定されている。たとえば、福祉サービスとして提供される家族向け講習会や家族相談業務が不要というわけではない。しかし、「家族」の差し迫った〈生〉を救い上げる手立てとして、それだけでは余りにも心許ない。ただし、社会は上述以外に「家族」支援に向けた取り組みを講じる動機をもたないはずである。もし「家族」に対して過大な支援を供給し、彼らが「被害者」や「犠牲者」として扱われることになれば、一体誰が誰にとっても手に余るドラッグ使用者の責任を引き受けることになるだろうか。そのため、刑事施設が危機とされるなかで、「家族」は、「被害者」や「犠牲者」として手厚く迎え入れられることなどあり得ない制約に立たされている。社会は、生きがたさをもつ「家族」に対して補償や配慮、ケアをあたえるのではなく、そのような諸権利が宙吊りする地点に留め続けようとする。「家族」は、国家や社会という「被害者」に対して終わりのない贖罪と補償に従事しなければならないからである。しかも、彼らは犠牲者化困難であり、その痛ましさは社会にとって内密であることが良いようである。

このように、ドラッグ使用者を囲い込む共同生活に「家族」を拘束し続けるテクノロジーが作動している。それが〈闕下〉と定義した権力である。〈闕下〉のテクノロジーとは、こうしたゼロ地帯に生きる人びとを实在未満の存在として不可視化させる権力のはたらきのことである。そのはたらきによって、われわれは、「家族」が危機に瀕しているにもかかわらず

らず、そのことに無自覚で済ませることができる。繰り返すように、「家族」は〈闕下〉のもとで口をつぐみ、不可視化されているのだから。

註

- (1) 本稿で指すドラッグとは、「麻薬に関する単一条約」、「向精神薬に関する条約」、「麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約」などの国際条約によって指定され、日本国内の取締法によっても、密輸、密造、売買、譲渡、所持・使用が著しく禁じられており、公的な許可なく違反した者には罰則が課される違法性薬物を指す。よって、アルコールやニコチンはここでのドラッグに該当しない。代表的なドラッグとして、ヘロイン、コカイン、覚せい剤（アンフェタミン・メタンフェタミン）、MDMA、LSDなど。
- (2) さらに日本の保健医療機関は、刑事施設以上に専門家や病棟が不足している状況にあるとされる。このことについて、厚生労働省の調査では、全国の薬物専門病棟の受け入れ入院者数が、平成10年度では1845人、翌年の平成11年度には2432人であることが報告されている。この数字の推移は平成12年度の2452人をピークとして年々減少し、平成15年度には1537人となっている。
- (3) 拘禁率とは、人口10万あたりの被収容者数を指す。
- (4) 筆者は、2009年に発行されたベックリー財団の調査報告書には、世界55カ国の刑事施設における薬物事者の割合が掲載されている（Bewley-Taylor et al. 2009）。筆者は、刊行予定の拙著のなかでそのデータをもとに各国の薬物事犯者の拘禁率を算出し、日本を含む計18カ国の国際比較をおこなった。紙幅の都合により詳細は省くが、日本の拘禁率は、18か国中、ドイツ、フランス、オーストラリアと並び、全体の2番目の低さである。
- (5) 法務省が公示する平成18年度の資料に、日本とアメリカ、イギリス、ドイツ、フランスといった海外主要5カ国の刑事施設の概要が掲載されている。その資料によれば、日本の刑事施設は全国で74施設、職員数は17,645人とのことであり、双方とも5カ国のなかでもっとも少ない（法務省 2006）。
- (6) 先行研究として白松（2004）の研究も参考となる。
- (7) その典型的な例として、「薬物依存」の問題を、「親の抱えている問題」という視点から説明しようとするものである。たとえば、小倉は、多くの「薬物依存者」とは、「挫折した自己愛」をもつ「親」によって、無自覚な虐待を受け続けてきた人びとのことであると述べている（小倉 2009: 6）。
- (8) その実情を明らかにした研究は極めて少ないが、たとえば拙稿（本田 2007; 2008）を参照のこと。
- (9) 具体的には、ダルク（drug rehabilitation center: DARC）と呼ばれるドラッグ使用者の自助グループを拠点とする実証主義の動向を指す。たとえば嶋根は、「科学的根拠に基づく薬物政策（Evidence-based Drug Policy）」という概念を提

起し、ダルクに参加する当事者を対象とした質問紙調査から、ドラッグ使用者としてのプロフィールや、使用歴、使用キャリア、関連する依存特性などを組み立てている（嶋根 2006）。

- (10) その萌芽として、1999年7月9日に、全国都道府県に通達された、厚生省医薬安全局から医薬発第八三五号「薬物乱用防止対策事業実施要綱」がある。それ以前の通知と異なり、この要綱では、「薬物関連問題に関する家族教室」を開催することで、「薬物による精神障害者への対応について知識を伝えるとともに、回復の実例紹介などによって、その支援を行う」ことや、「個別相談指導」を展開することで、「薬物による精神障害者やその家族に対して個別相談指導等を行うとともに、薬物関連問題の早期対応に努め、医療機関への紹介等関係機関への連絡を行う」と記されている（厚生省医薬安全局 1999）。さらに2003年に出された「薬物乱用防止新五か年計画戦略」のなかで「薬物依存・中毒者の家族に対する支援等」という項目が追加され、法務省主導の家族向け講習会や保健所の家族相談業務や精神保健福祉センターが実施する家族教室の活性化が目標として挙げられた（薬物乱用対策推進本部 2003）。

【文献】

- Agamben, G., 1995, *Homo sacer :il potere sovrano e la nuda vita.*: Torino : G. Einaudi. (=高桑和己、2003、『ホモ・サケル——主権権力と剥き出しの生』以文社.)
- Arendt, H., 1951, *The Origins of Totalitarianism: Part Three Totalitarianism.*: Harcourt, Brace & World, Inc. (=大久保和郎・大島かおり訳 1981『全体主義の起原 3』みすず書房.)
- Bewley-Taylor, D., Hallam, C. & Allen, R., 2009, *Beckley Report Number 16: The Incarceration of Drug Offenders: An Overview*, International Centre For Prison Studies. (http://www.idpc.net/sites/default/files/library/Beckley_Report_16_2_FINAL_EN.pdf)
- Fischer, B. & Poland, B. 1998, "Exclusion 'Risk' and Social Control Reflections on Community Policing and Public Health." *geoforum*, 29(2): 187-197.
- 浜井浩一、2002、「過剰収容の本当の意味」、『矯正講座』23: pp.79-137.
- 本田宏治、2007、「親密圏における合理的な管理／統制の不可能性とドラッグ・アディクトの構成」『現代の社会病理』22: 71-86.
- 、2008、「わが子をドラッグ使用者として語り続けることへの逡巡」、『家族社会学研究』20(1): 45-56.
- 法務省、2006、『参考資料』(http://www.gyokaku.go.jp/genryoukourituka/dai4/siryoku3_2.pdf 2009.7.6)
- 河合幹雄、2004、『安全神話崩壊のパラドックス——治安の法社会学』、岩波書店.
- 厚生省医薬安全局、1999『薬物乱用防止対策事業実施要綱』医薬発第八三五号.

- 小倉千加子、2009、「はじめに」和田明美編『やったよ、やめられない…薬物依存をのり越えて』新水社、4-8.
- 村上優、2000、「薬物依存に関する病院プログラムと入院患者の転帰調査」内村英幸編『厚生科学研究費補助金 医療安全総合研究事業 中毒者のアフターケアに関する研究 平成11年度研究報告書』.
- 佐藤哲彦、2008、『ドラッグの社会学——向精神物質をめぐる作法と社会秩序』世界思想社.
- Schur, E. M., 1965, *Crimes without Victims :Deviant Behavior and Public Policy: Abortion, Homosexuality, Drug Addiction.*: Prentice-Hall Trade. (= 畠中宗一・畠中郁子訳 1981、『被害者なき犯罪—堕胎・同性愛・麻薬の社会学』新泉社.)
- 嶋根卓也、2006、「薬物依存症者による自助グループ‘ダルク’について (特集：薬物乱用と依存)」『犯罪と非行』148号: 104-123.
- 嶋根卓也、2008、「薬物依存症治療の新しい挑戦」『龍谷大学矯正・保護研究センター研究年報』5: 41-53.
- 下野正健他、2002、「薬物問題関連に対する精神保健福祉センターの取り組みに関する研究」内村英幸編、厚生科学研究費補助金『医薬安全総合研究事業 薬物依存・中毒者の予防、医療およびアフターケアのモデル化に関する研究 平成13年度研究報告』、81-100.
- 白松賢、2004、「マジックマッシュルームとは何か——公共の言説とせめぎあう使用者の経験」『教育社会学研究』74: 189-207.
- 染田恵、2006、『犯罪者の社会内処遇の探求——処遇の多様化と修復的司法』成文堂.
- 和田清他、2005、「考察. 和田清編、薬物乱用・依存の実態とその社会的影響・対策に関する研究」『平成15～16年度 総合研究報告書、平成16年度厚生科学研究費補助金 (医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス総合研究事業)』: 11-14.
- 薬物乱用対策推進本部、2003、『薬物乱用防止新五か年計画戦略』.